

## 2 都民生活、男女平等参画推進の施策

1	地域活動・国際化の推進	52
2	法人の許認可等	56
3	男女平等参画施策の企画調整	57
4	東京ウィメンズプラザの運営	60
5	渡航事務	64



## 都民生活、男女平等参画推進の施策

都民生活部は、幅広く都民生活の支援を行い、都民サービスの向上を図るため、地域活動及び国際化の推進、法人の許認可、男女平等参画に関する施策の推進、女性の活躍推進の気運醸成及び旅券の発給等の事務を行っている。

主な事業は次のとおりである。

### 1 地域活動・国際化の推進

- (1) 平成28年2月に策定した「共助社会づくりを進めるための東京都指針」に基づき、ボランティア活動を中心とした、共助社会づくりの推進に関する事業を行っている。
- (2) 町会・自治会活動を支援し、町会や自治会が地域の課題を解決するために取り組む事業などに助成を行う「地域の底力再生事業助成」を行っている。
- (3) 平成28年2月に策定した「東京都多文化共生推進指針」に基づき、多文化共生社会の実現に向けた取組を行っている。
- (4) 中国と親交の深かった故太田宇之助氏から寄贈を受けた土地の上に建設した留学生宿舎である東京都太田記念館の管理運営を行っている。
- (5) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、「外国人おもてなし語学ボランティア」を育成する。

### 2 法人の許認可等

- (1) 公益認定法等に基づき、東京都公益認定等審議会を設置し、公益法人の認定及び監督等を行っている。
- (2) 宗教法人法に基づく宗教法人の認証等の事務を行っている。
- (3) 特定非営利活動促進法に基づく法人認証・認定等の事務を行っている。

### 3 男女平等参画施策の企画調整

- (1) 男女平等参画に関する施策の総合的な推進を図るため、調査、企画及び関係機関等との連絡調整を行っている。また、「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン2012」(平成24年3月策定)(以下「行動計画」という。)の重点課題である「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」に関する取組を進めるとともに、女性の活躍推進に向けた気運醸成のための事業を行っている。
- (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための施策の推進に取り組んでいる。

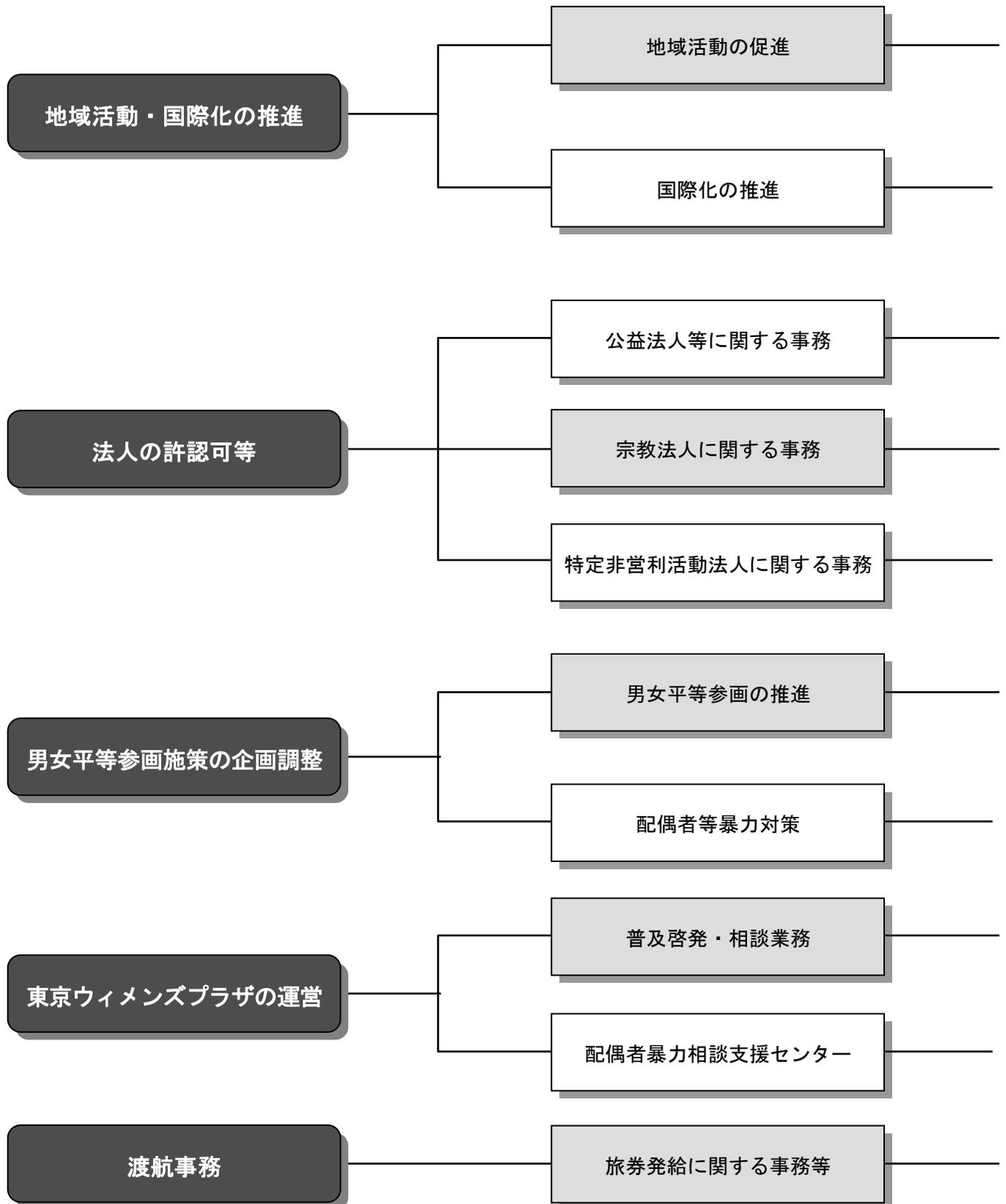
### 4 東京ウィメンズプラザの運営

- (1) 男女平等参画に関する講座・研修、情報及び活動の場の提供、様々な悩みに対応した相談事業を実施している。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく「配偶者暴力相談支援センター」として、配偶者からの暴力被害相談、被害者の保護及び支援、暴力防止のための各種事業を実施している。

### 5 渡航事務

都民の海外渡航に必要な旅券の申請受付・作成・交付、渡航相談等を行っている。

事業の体系



・共助社会づくりの推進及び町会・自治会活動の支援

・地域国際化の推進及び民間団体が行う在住外国人支援事業への助成の実施  
・東京都太田記念館の管理・運営  
・「外国人おもてなし語学ボランティア」育成事業の実施

・公益認定法等に基づく公益社団・財団法人の認定及び監督等の事務

・宗教法人法に基づく宗教法人の認証等の事務

・特定非営利活動促進法に基づく法人認証・認定等の事務

・男女平等参画に関する施策の総合的推進  
・生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）の推進に関する施策の実施  
・女性の活躍推進に関する施策の実施

・配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の推進

・男女平等参画に関する講座・研修、情報及び活動の場の提供、相談等の事業

・配偶者等からの暴力被害相談、被害者の保護及び支援等の事業の実施

・都民の海外渡航に必要な旅券の申請受付・作成・交付、渡航相談等の実施

## 1 地域活動・国際化の推進（都民生活部地域活動推進課）

### (1) 地域活動の促進

#### ア 共助社会づくりの推進

多様な主体と協働し、ボランティア活動を中心とする社会貢献活動の活性化を図るため、「共助社会づくりを進めるための東京都指針」を平成28年2月に策定した。

今後は、同指針に基づき、ボランティア行動等実態調査、ボランティア活動の推進に係るPR事業、社会貢献表彰制度等、共助社会づくりを進めるための様々な事業を展開する。また、ボランティア気運の醸成と大会の成功に向けてボランティア活動の円滑な推進を図ることを目的に、平成27年9月に発足した「東京都ボランティア活動推進協議会」を関係局と連携して引き続き運営する。

なお、同指針の策定に向けて、平成27年6月に設置した学識経験者、ボランティア団体、外資系企業関係者、中間支援組織関係者等を委員とする「共助社会づくりを進めるための検討会」を引き続き運営し、共助社会づくりの推進について検討を進め、その結果を施策に反映させる。

#### イ 災害時の対応・支援

災害時におけるボランティアやNPOなどの活動を側面的に支援するため、区市町村災害時ボランティア担当者会議等関係機関との連携や体制の整備を図っている。

平成23年の、東日本大震災に際しては、緊急対策事業として被災地へ自立型の都民ボランティアを派遣した。派遣終了後は、東京ボランティア・市民活動センターと連携し、災害ボランティアコーディネーターの育成に取り組んでいる。

また、平成25年10月に発生した大島の土砂災害の際には、東京ボランティア・市民活動センターとの協働により「東京都災害ボランティアセンター」を設置し、大島町での災害ボランティア活動支援を実施した。

#### ウ 区市町村共助社会づくり担当者連携推進会議（仮称）

地域における共助社会づくりの取組を進めるため、東京都と各区市町村の共助社会づくり担当者の協力により、連携推進会議を開催する。

#### エ 自治総合センターコミュニティ助成事業

一般財団法人自治総合センターでは、コミュニティ活動の推進事業を通して宝くじの普及広報を行うため、宝くじ受託事業収入を財源として、次のような助成事業を都道府県を通して実施しており、都は、この制度の活用を図るため、区市町村に対して通知等の經由事務を行っている。

一般コミュニティ助成事業

地域防災組織育成助成事業

コミュニティセンター助成事業

青少年健全育成助成事業

また、上記のほか一般財団法人自治総合センターの宝くじ普及広報事業のうち、文化振

興事業（宝くじ文化公演、宝くじまちの音楽会、宝くじふるさとワクワク劇場、宝くじおしゃべり音楽館）について、区市町村に対して通知等の經由事務を行っている。

#### オ 東京ボランティア・市民活動センター運営費補助

都民による自主的・自発的なボランティア活動等の市民活動の促進を図るとともに、行政とNPO・ボランティア・企業等との協働を推進していくため、(社福)東京都社会福祉協議会が運営する東京ボランティア・市民活動センターへの運営費補助を行っている。

### (2) 「地域力」向上に向けた取組

#### ア 町会・自治会活動への支援

地域の課題を解決するために、地域活動の担い手である町会・自治会が取り組む事業に都が直接助成を行う「地域の底力再生事業助成」を実施している。

本事業は、モデル事業として平成19年度から開始し、その実績を踏まえた二度にわたる事業の再構築を経て、平成24年度から本格実施し、さらなる地域力の向上に取り組んでいる。

本格実施に当たっては、「地域の課題解決のための取組」に加え、「東京都が取り組む特定施策の推進につながる取組」として、「防災・節電活動」、「青少年健全育成活動」、「高齢者の見守り活動」及び「防犯活動」の4つの事業区分を設け、対象事業を拡大している。

平成27年度からは、「複数の単一町会が共同して実施する地域の課題解決のための取組」及び「単一町会が他の地域団体と連携して実施する地域の課題解決のための取組」の2つの区分を新たに設けている。

平成28年度からは、「東京都が取り組む特定施策の推進につながる取組」に「オリンピック・パラリンピック気運醸成運動」を新設するとともに、既存の事業区分においても東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の気運醸成につながる活動を含む場合は補助率を引き上げる特例を設定し、制度の充実を図っている。

また、町会・自治会の広域連合会である東京都町会連合会との連絡窓口として、意見交換・連携を図っている。

- ・平成27年度助成対象事業数 455件

- ・平成19年度から27年度までの総助成対象事業数 2,566件

#### イ 「公」を担うNPOとの協働の推進

社会環境の変化に伴い、行政だけでは解決が困難な課題が増加しており、様々な分野で強みをもつNPOとの協働の必要性が高まっている。

NPO法人情報管理提供システムにより都所管NPOの情報提供を行うとともに、各局の協働事業推進を支援している。また、各局の協働事業の実績調査を実施し、先駆的事例の紹介等により、新たな協働事業の「きっかけ」を提供している。

### 【東京都町会連合会の概要】

昭和58年に創立された都内唯一の町会・自治会の広域連合会で、区市町村単位の町会・

自治会連合会組織を会員として構成されている。

・加入区市数：23区2市 ・加入町会数：4,733町会（平成28年6月現在）

### (3) 地域国際化の企画調整

#### ア 東京都多文化共生推進指針に基づく事業

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、今後、外国人のますますの増加が予想されるなか、本年2月、多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる多文化共生社会の実現を目指すため、東京都多文化共生推進指針を策定した。

この指針に基づき、今年度、東京に居住する外国人が必要な情報を一元的に提供するポータルサイトの開設をはじめ、東京での暮らしに有用な情報を掲載したスターターズガイドの作成などを行うとともに、区市町村や国際交流協会等と連携を強化し、外国人支援の充実を図っていく。

#### イ 東京都防災（語学）ボランティア

災害時における被災外国人等への支援を図るため、一定以上の語学力を有する都民を語学ボランティアとして募集・選考・登録し、地域防災計画を踏まえた災害時の体制を整備するとともに、平常時にも通訳ボランティアとして活用している。

東京都防災（語学）ボランティア登録状況一覧（平成28年4月1日現在）

	言語種別	登録者数	
		人数	うちネイティブ
1	英語	490	1
2	中国語	91	56
3	韓国語	31	22
4	フランス語	25	1
5	スペイン語	25	0
6	イタリア語	2	2
7	タイ語	8	1
8	アラビア語	1	0
9	ドイツ語	12	2
10	ポルトガル語	7	3
11	タガログ語	3	2
12	ロシア語	2	0
13	インドネシア語	2	0
14	ミャンマー語	2	1
15	ベトナム語	1	0
	合計	702	91

#### ウ 外国人への防災情報の提供

言語、生活習慣が異なり、地震の経験や知識がない都内在住外国人や海外からの旅行者等が、災害時に適切な行動がとれるよう、外国語による防災知識の普及や情報提供体制の

充実を図っている。

#### (4) 在住外国人支援事業助成

都内在住外国人を支援するために民間団体等が実施するコミュニケーション支援などの事業に助成している。(助成対象事業実施に要する経費の2分の1以内を助成)

#### (5) 国際交流・国際協力を促進する情報提供及び普及啓発

東京都国際交流委員会への管理費及び事業費補助を行うことにより、東京都における国際交流、国際協力等に関する情報の収集・提供、普及啓発等を促進し、国際的な相互理解の促進に寄与するとともに、国際交流団体等とのネットワークの形成を目指している。

##### ア 情報提供

国際交流・国際協力に関する各種情報やNGO等の活動及びイベント情報等を収集し、ホームページに掲載するとともに、メールや電話により、都民からの問い合わせ対応を行っている。また、平成28年度から多文化共生ポータルサイト(仮称)を新たに設置し在住外国人が必要とする生活情報や、芸術文化・観光など生活をより豊かにするための情報を一元的に提供していく。

##### イ 普及啓発

(一財)自治体国際化協会、道府県等との連絡会議や研修会等に参加するとともに、都内区市町村の国際交流協会、NGO等と連携し、地域国際化の普及啓発を支援している。

#### (6) 東京都太田記念館の管理運営

太田記念館は、故太田宇之助氏が日中友好に役立ててもらいたいと、都に寄贈した土地に建設した留学生宿舎である。平成2年4月の開設後、北京市との交流事業の一環として、北京市出身の留学生を受け入れてきた。平成14年度からは、この趣旨を発展させ、他のアジア諸都市との友好も図るため、アジア諸都市出身の留学生も受け入れている。



平成26年度より都と北京市の交流の発展につなげることを目的に卒業生のネットワークづくりに取り組んでおり、平成27年度は開館25周年の記念式典を行った。

#### (7) 「外国人おもてなし語学ボランティア」育成事業

東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、外国人が安心して滞在できる環境を整えるため、「外国人おもてなし語学ボランティア」を2019年度(平成31年度)までに3万5千人育成する。このボランティアが、自身の日常生活の中で、困っている外国人に気軽に声をかけて、道案内や切符の買い方など、英語での簡単なコミュニケーションを行うことで、東京のおもてなし精神を世界に発信していく。

##### ア 育成講座

平成27年度から区市町村や企業・団体等と連携・協力し、都内各地で「外国人おもてなし語学ボランティア」育成講座を本格的に実施し、講座修了者をボランティアとして登録している。また、フォローアップ研修や交流イベント等を開催し、2020年に向けて気運を

高めていく。

【講座内容】

講座名	概要
おもてなし講座 (3.5時間×1回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人に対する「おもてなし」の心を身に付けるため、外国人とのコミュニケーションに関する基礎知識や異文化理解等について学習</li> <li>・対応が困難なケースを想定したヘルプカードの使い方を学習</li> </ul>
語学講座 (2時間×4回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校で学習する程度の語彙・表現を用いて、道案内等に必要の定型文等を学習</li> <li>・受講者同士のロールプレイングを交えながら、英語やジェスチャーなどを使ったコミュニケーションについて学習</li> </ul>

イ ボランティア気運の醸成

多摩地域を含む都民全体での「おもてなし」を実現するため、イベント等の開催によりボランティア気運を醸成する。

2 法人の許認可等（都民生活部管理法人課）

(1) 公益法人等に関する事務

公益認定法等（法人法、認定法、整備法）に基づき、東京都公益認定等審議会及び会計部会を設置・運営し、公益認定等を行うとともに、事業実施報告、立入検査等により、公益法人等の継続的な指導監督を行っている。また、公益法人制度に関連し、保険業法に基づく認可特定保険業者の監督、所得税法等に基づく寄附金の税額控除制度に係る証明書の発行などを行う。さらに、信託法等に基づき、公益信託の許可及び監督を行う。

○所管法人・公益信託数（平成28年4月1日現在）

	公益 信託	公益法人			移行法人		
		社団法人	財団法人	計	社団法人	財団法人	計
知事所管	12	221	209	430	215	146	361
教育委員会所管	23						
（共管数）	(1)						
合計	34						

(2) 宗教法人に関する事務

宗教法人法に基づき、宗教法人の設立、規則変更、合併及び解散の認証、境内地・境内建物の非課税のための証明、法人規則等の謄本の証明等の事務を行っている。

都知事所轄宗教法人数（平成28年4月1日現在）

神道系	1,583法人
仏教系	2,858
基督教系	482
諸教系	899
計	5,822

### (3) 特定非営利活動法人に関する事務

ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的とする特定非営利活動促進法に基づき、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与する法人設立認証事務並びに、一定の基準を満たす法人に対する認定事務を行っている。認定特定非営利活動法人になると、寄附金について税制上の優遇措置を受けることができる。

また、設立の認証があった日から6月を経過しても設立の登記をしない法人、毎事業年度の提出が義務づけられている事業報告書等を提出していない法人、その他法令等違反の法人に対しては、特定非営利活動促進法に基づく報告徴収や改善命令、設立の認証の取消し等を行い、当該法人名を公表するなど、所轄庁として特定非営利活動法人の適正な運営を支援している。

都知事所轄特定非営利活動法人数（平成28年3月31日現在）

認 証 法 人 数	9,501団体
認 定（仮 認 定）法 人 数	256団体

## 3 男女平等参画施策の企画調整（都民生活部男女平等参画課）

### (1) 男女平等参画施策の企画調整

#### ア 東京都男女平等参画推進会議

東京都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、東京都男女平等参画推進会議を設置している。

#### イ 国及び区市町村等との連絡調整

国、道府県、区市町村との連絡会議の開催等により、情報交換を行い、連携の推進を図っている。

### (2) 東京都男女平等参画審議会の運営

行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として東京都男女平等参画審議会を設置している。

平成28年度は、第五期東京都男女平等参画審議会を設置し、「男女平等参画のための東京都行動計画」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」の改定、「東京都女性活躍推進計画」の策定に当たっての基本的考え方について、諮問している。

### (3) 行動計画の推進

#### ア 男女平等参画のための東京都行動計画

男女平等参画の促進に関する都の施策並びに都民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するため、「男女平等参画のための東京都行動計画」を平成24年3月に改定した。都民一人一人がその意欲と能力に応じて多様な生き方が選択できる男女平等参画社会の実

現に向け、本計画を着実に推進している。計画期間が平成28年度末に終了することから、「東京都男女平等参画審議会」に考え方を諮問し、改定を行う。

イ 東京都男女平等参画を進める会

行動計画の策定及び推進に関して、都民・事業者と都が連携、協力して取り組む場として東京都男女平等参画を進める会を設置している。

ウ 年次報告の作成

男女平等参画施策の総合的な推進に資するため、男女平等参画の状況、庁内及び都民・事業者の男女平等参画施策の実施状況等について、年次報告を作成、公表している。

エ 事業者団体との連携事業

雇用の場における男女平等参画を促進するため、経営トップ層のためのシンポジウムの開催等を通して経営者や管理職の意識改革を行い、ライフ・ワーク・バランスの推進や女性の活躍推進を図る。

**(4) 女性活躍推進計画の策定**

平成28年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が全面施行されたことに伴い、社会全体で女性の活躍の動きを加速化し、男女の実質的な機会の均等を更に力強く推進するため、同法に基づく「東京都女性活躍推進計画」を新たに策定する。

**(5) ライフ・ワーク・バランスの推進**

ア ワーク・ライフ・バランス実践プログラムの普及

ライフ・ワーク・バランスの実践方法を分かりやすく解説した「ワーク・ライフ・バランス実践プログラム」(平成25年3月改定)について、関係局・関係団体の協力を得て普及を図る。

イ Webサイト「TOKYOライフ・ワーク・バランス」の運営

ライフ・ワーク・バランスに関する情報を総合的に分かりやすく紹介している。

ウ 若者に向けたライフ・ワーク・バランスの普及啓発

将来、社会の担い手となる若者が、結婚、出産を見据えた早期のキャリア形成の必要性やライフ・ワーク・バランスの重要性を学ぶことができるように、大学等が指導教材に直接活用できる「大学生に向けたキャリアデザインコンテンツ」を作成し、普及啓発を行っている。

平成28年度は、大学におけるモデル講義等を実施し、普及につなげていく。

**(6) 女性の活躍推進の気運醸成**

東京の活力を高めるためには、大きな潜在力を有している女性の活躍が不可欠である。職場、家庭、地域などあらゆる場で女性の活躍が進み、男性も女性もいきいきと豊かに暮らせるまち・東京の実現に向けた、社会全体の気運醸成が重要である。

ア 東京都女性活躍推進白書の策定・発信

東京の女性の活躍に焦点を絞り、女性の職場や地域での活躍の現状を明らかにするとともに、様々な分野で活躍する女性の姿にも学び、取組の方向性まで総合的に取りまとめた、

自治体初となる白書を策定し、平成28年2月に公表した。

同年5月にシンポジウムを開催し、白書の提言内容について、パネルディスカッションによる議論などを行った。また、女性の活躍と企業の競争力向上をテーマとした実践的な講演も実施した。

さらに、白書で取り上げた、子育て支援に地域の力を集めて取り組むNPOの活動事例などを、東京ウィメンズプラザのイベント等を通じて紹介していく。

#### イ 東京都女性活躍推進会議、同専門委員会

東京全体で女性の活躍推進の気運醸成を図るため、東京都女性活躍推進会議（産業、地域など各分野の代表32団体から構成）を設置し、事業者団体等との連携協力により、都民を対象とした広報キャンペーンや、ロゴマークを活用したPRをはじめとする協働プロジェクトを推進している。

また、事業者団体等が実施する女性の活躍推進に向けた取組を、東京都女性活躍推進会議専門委員会において「太鼓判事業」として認定し、その実施を通して気運醸成を図っている。

#### ウ 東京都女性活躍推進大賞の贈呈

全ての女性が意欲と能力に応じて、多様な生き方が選択できる社会の実現に向け、女性の活躍推進に取り組む企業、団体及び個人に東京都女性活躍推進大賞を贈呈することにより、女性の活躍推進の気運醸成を図っている。

### (7) 審議会等附属機関における女性委員の任用促進

都の政策形成の場である審議会等については、幅広く多様な視点と知見を得るために、多くの女性が参画することが必要である。このため、学識経験者を中心とした女性委員の任用促進に取り組む中で、平成26年度に構築した、民間から女性委員候補の推薦を受ける仕組みを活用するなどして、女性委員の任用率の向上を図っている。

### (8) 配偶者等暴力対策

#### ア 東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議

配偶者・パートナー等親密な男女間で起こる暴力問題に関係する総合的な取組に向けて、配偶者暴力対策事業の着実な推進を図り、関係機関相互の連携を促進するとともに、中長期的な課題について検討するため、東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議を設置している。

#### イ 東京都配偶者暴力対策基本計画

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための施策の実施に関する基本的な計画を策定し、これに基づき諸施策の推進を図っている。本計画は、平成24年3月に改定したが、計画期間が平成28年度末に終了することから、「東京都男女平等参画審議会」に考え方を諮問し、改定を行う。

#### 4 東京ウィメンズプラザの運営（東京ウィメンズプラザ）

東京ウィメンズプラザは、豊かで平和な男女平等参画社会の実現に向けて、都民と行政が協力して取り組む具体的、実践的な活動の拠点として設置され、講座・研修、活動の場の提供、情報提供、相談等の事業を実施している。

##### (1) 講座・研修

ア 都内男女平等参画推進センター職員等の研修（男女平等推進担当職員研修）

地域の男女平等参画推進センターに対する支援強化のため、新任職員等を対象に研修を実施している。

イ 区市町村相談員養成講座

区市町村の相談員等の育成を図るため実施している。

##### (2) 民間活動支援

民間団体等との交流事業（東京ウィメンズプラザフォーラム）

都民、民間団体、区市町村等の参加を得て交流することにより東京ウィメンズプラザを広くPRし、東京における男女平等参画推進に寄与している。

##### (3) 情報提供事業

ア 図書資料室の運営

男女平等参画に関する情報（図書・資料・新聞・雑誌等）を収集し、都民に提供するとともに、図書などの利用について相談、助言（レファレンスサービス）を行っている。

- ・所蔵図書 65,392冊（平成28年3月31日現在）
- ・利用者 55,466名（平成27年度実績）
- ・レファレンスサービス 2,253件（平成27年度実績）
- ・図書貸出登録者数 1,897名（平成28年3月31日現在）

イ インターネットによる情報提供

インターネット上のホームページにより、東京ウィメンズプラザの実施事業について情報提供を行うとともに男女平等参画に関する普及啓発を図っている。

##### (4) 相談事業（P63相談件数の推移 参照）

ア 一般相談

結婚・離婚・人間関係やセクハラ被害など、さまざまな悩みに専門相談員が対応し、相談者自ら問題解決の糸口を見つけ、個々の価値観に基づいて自分らしい生活を築けるよう支援している。

具体的には、電話による相談を受け、相談者とともに問題を整理し、必要に応じて面接相談を行うほか、より専門的な対応機関等の紹介をしている。

- ・相談方法 電話及び面接

イ 特別相談

###### ①法律相談

法律専門知識を必要とする相談について、女性弁護士が相談対応を行っている。

・相談方法 面接相談

②精神科医師による面接相談

精神科医師による医学的、心理学的指導

③男性相談

男女平等参画推進を目的に、男性が抱える悩みについて問題解決のための相談を実施している。

・相談方法 専用回線による電話相談で外部の相談員が対応し、必要に応じて面接相談を行うほか、より専門的な対応機関等の紹介をしている。

ウ スーパーバイズ

①スーパーバイズ（東京ウィメンズプラザ相談員向け）

解決に苦慮する事例について、外部の専門家を招いて指導・助言を受けている。これによりケースの円滑な解決を図るとともに、当所相談員の対応能力向上を図っている。

②スーパーバイズ（区市町村相談員向け）

区市町村の相談事業を担う相談員の対応能力向上のため、スーパーバイズを実施している。

(5) 配偶者暴力相談支援センター事業

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく「配偶者暴力相談支援センター」機能をもち、配偶者からの暴力被害相談、配偶者暴力被害者の保護及び支援、暴力防止のための各種事業を実施している。

ア 相談事業（P63相談件数の推移 参照）

①被害者相談

電話及び面接相談、保護命令申立援助等を実施している。

②特別相談

a) 配偶者暴力被害者のための法律相談

配偶者暴力被害者の離婚等法的な問題に弁護士が面接相談で対応している。

b) 精神科医師による面接相談

配偶者暴力被害者の心理面での健康回復を目的とし、面接相談を実施している。

c) 男性相談

配偶者暴力に関する男性からの電話及び面接相談、保護命令申立援助等を実施している。

③自助グループ活動支援

配偶者暴力の被害女性たちによる自助グループに対し、活動への支援を行っている。

④配偶者暴力対策ネットワーク会議配偶者暴力対策連携部会の開催

配偶者暴力対策関係機関の連携を促進するため、連携部会を開催している。

イ 講座・研修事業

都民向けの配偶者暴力防止講演会や被害者の自立促進援助を目的とした各種講座、関係

機関職員のための被害者支援に必要な知識等を提供する研修を実施している。

ウ 配偶者暴力被害回復のための子供広場

配偶者暴力のある家庭にいた子供に対して、心のダメージの回復を助けるために、遊びを通じた学習の機会を提供している。

エ 民間活動支援

①DV防止等民間活動助成事業

民間における配偶者暴力防止等に関する自主的な活動等を支援し、配偶者暴力の防止及び被害者支援を図っている。

- ・自主活動、施設の安全対策、連携事業等への助成  
助成対象事業実施に要する経費の2分の1以内を助成
- ・アドバイザーの派遣

②配偶者暴力被害者自立支援民間人材養成事業

民間団体の配偶者暴力被害者支援に必要な人材を養成する事業。

③民間支援団体との連携

連携会議を設置し、被害者を支援するNPO等民間支援団体との間で実態・ニーズの共有化や解決策の検討を行っている。

オ 配偶者暴力対策区市町村支援事業

①コーディネート研修

区市町村における被害者支援体制の構築に資するため、関係機関の調整等を行う職員を対象として、実践的な知識の習得を目的とした研修を実施している。

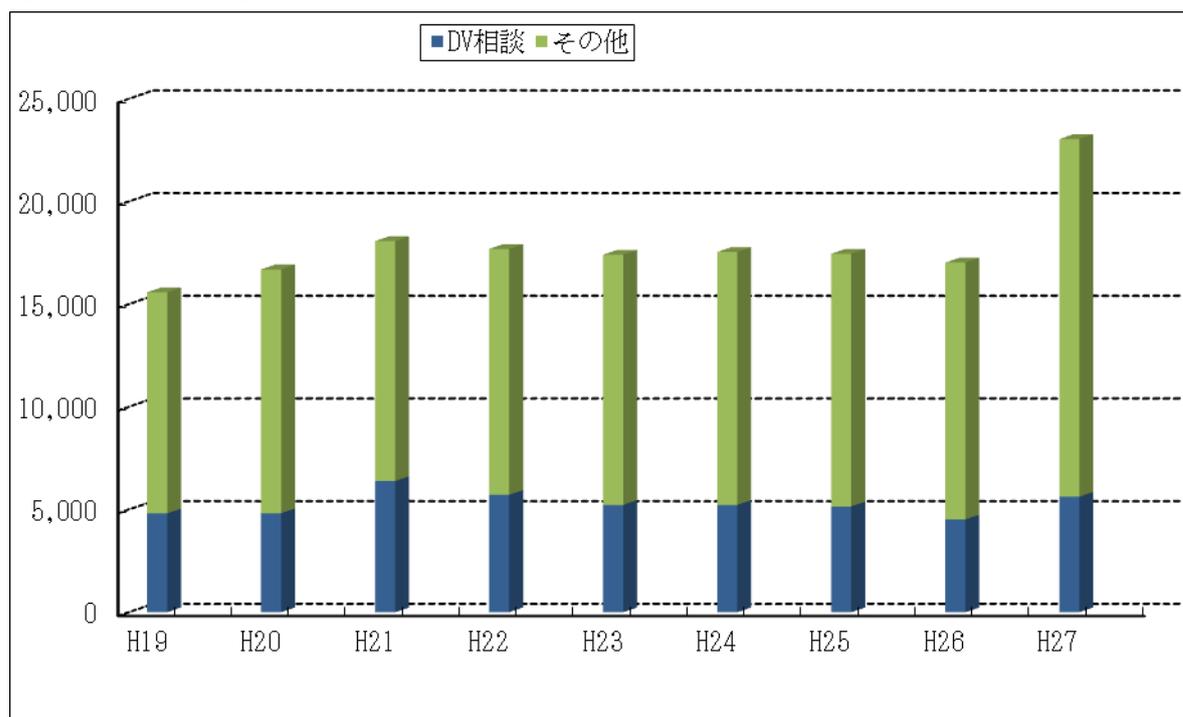
②区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進

区市町村における支援センター業務の充実を図り、支援センター機能整備を促進するための技術的支援を行っている。

③区市町村との連携

都と区市町村の配偶者暴力相談支援センターとの連携を図るため、連携会議を開催するとともに、配偶者暴力に関する研修や説明会に参加しづらい区市町村に対しては、出前講座を実施するなど連携の強化に努めている。

【相談件数の推移】



(単位: 件)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
総相談件数	15,582	16,697	18,073	17,692	17,410	17,543	17,455	17,026	23,041
DV相談	4,815	4,825	6,387	5,717	5,226	5,224	5,152	4,518	5,625
その他	10,767	11,872	11,686	11,975	12,184	12,319	12,303	12,508	17,416
DV相談比率	30.9%	28.9%	35.3%	32.3%	30.0%	29.8%	29.5%	26.5%	24.4%

## (6) 女性の活躍推進

### ア 働く女性への支援

企業における女性の活躍（女性の登用、継続就労等）を推進するため、経営者の意識改革を促進する。

また、働く女性が助言を受けられる交流の機会を作り、精神的負担を軽減する講座等を開催する。

- ・ 中小企業を中心とした経営トップ層のためのシンポジウムの開催
- ・ 働く女性の交流事業
- ・ 働く女性のメンタルヘルス講座の開催

### イ 生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）の推進

女性の活躍推進には、男性の育児・家庭生活への参画が必要不可欠であるため、男性の家事・育児参画意識の気運醸成を図る講座やシンポジウムを開催し、意欲を行動に繋げる。

また、子供が生まれる前の夫婦に向け、ライフ・ワーク・バランスの意義や重要性の理解を促す取組を行う。

- ・男性参画のための介護・育児講座
- ・イクメンサミット
- ・夫婦がともにライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発

#### ウ 女性の起業に向けた支援

起業を目指す女性を対象に、起業に資する人的ネットワーク形成支援のための「起業女子全力応援交流会」を開催する。

### (7) 管理運営

#### ア 施設貸出

ホール、会議室、視聴覚室等の施設を、男女平等参画社会の実現のための活動の場として提供している。

- ・総入館者数（平成27年度） 356,936人（1日当たり 1,029人）
- ・施設利用状況（平成27年度）

	利用件数	利用人員	利用率
ホー ル	501	43,472	62%
視 聴 覚 室	1,745	22,875	60%
第一会議室	1,366	14,676	70%
第二会議室	1,430	11,906	73%
第三会議室	685	4,008	70%
合 計	5,727	96,937	67%

#### イ 都内男女平等参画（女性）センター館長等会議の開催

男女平等参画（女性）センター等の連携を図るため、民間の女性センターを含め、館長会議を開催している。

### 5 渡航事務（都民生活部旅券課）

都民の海外渡航に必要な旅券発給に関する事務、渡航相談等を行っている。

旅券は、海外において、それを所持する者の国籍と身分を証明する公文書であり、日本国政府が外国官憲に対し、それを所持する者を安全に旅行させ、必要があるときには保護、扶助を与えるよう要請する公文書である。

旅券には公用旅券と一般旅券の2種類があり、公用旅券は国（外務省）が直接取り扱い、一般旅券の発給については法定受託事務として都道府県が申請受付・作成・交付事務等を行っている。

#### 《根拠規定等》

- ・旅券法（昭和26年11月28日公布）、旅券法施行令、旅券法施行規則
- ・地方自治法 第2条第9項第1号（法定受託事務）
- ・旅券法関係手数料条例（平成12年東京都条例第72号）

### 《主な動き》

- ・平成18年3月20日、旅券の不正取得防止・テロ防止対策の一環としてIC旅券が導入された。
- ・平成19年4月1日、島しょ地域9町村に対して旅券事務の一部を委託した。
- ・東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成23年法律第64号）の公布・施行に伴い、平成23年7月1日、旅券法関係手数料条例を一部改正し、同法に基づく震災特例旅券の発給の申請に関する東京都手数料を要しないこととした。

### 《東京都の旅券窓口》

	旅券課（新宿）	有楽町分室	池袋分室	立川分室
所在地	新宿区西新宿2-8-1 都議会議事堂 地下1階	千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館2階	豊島区東池袋3-1-3 サンシャインシティ・ ワールドインポート マート5階	立川市曙町2-1-1 ルミネ立川店9階
面積	951.86㎡	1,173.13㎡	556.58㎡	795.42㎡
開設	昭和63年5月1日	昭和40年6月1日	昭和53年11月1日	昭和53年11月1日
受付時間	○申請 月・火・水 9時～19時 ○交付 月・火・水 9時～19時		木・金 9時～17時（土・日は休業） 木・金・日 9時～17時（土は休業）	
備考	○標準処理期間 6日 ○手数料 新規 10年16,000円 5年11,000円（うち東京都手数料2,000円）			

### 《平成27年度 旅券申請件数実績》

	旅券課（新宿）	有楽町分室	池袋分室	立川分室	計
申請件数 （構成比）	176,179件 （29.4%）	244,985件 （40.8%）	78,922件 （13.2%）	99,074件 （16.6%）	599,160件

※ 上記表には、島しょ申請件数は含まない。（平成27年度 島しょ 462件）

※ 国：一般旅券の年間発給数 約325万冊（平成27年12月末現在。外務省）

年度別一般旅券申請件数の推移(東京都)

